

帯広市ごみ処理基本計画（案）

（第2次計画 改訂計画）

目次

第1章	計画の概要		
	1	計画の目的	・・・ 1
	2	計画の目標年次	・・・ 1
	3	計画の範囲	・・・ 1
	4	計画処理区域の設定	・・・ 1
第2章	ごみ処理の現況		
	1	ごみ処理体系	・・・ 2
	2	ごみ排出量の推移	・・・ 3
	3	ごみと資源の排出量の推移	・・・ 4
第3章	ごみ排出量等の予測		
		ごみ排出量等の予測	・・・ 6
第4章	基本計画		
	1	ごみ処理の主体と役割分担	・・・ 7
	2	発生抑制・リサイクル推進計画（ごみ減量計画）	・・・ 8
	3	ごみ減量・リサイクル施策	・・・ 9
	4	減量目標	・・・ 10
	5	市民・事業者・行政の役割と責任	・・・ 12
	6	適正処理	・・・ 13
	7	その他ごみの処理に関する事項	・・・ 15

第1章 計画の概要

1 計画の目的

わが国では経済成長とともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けた結果、環境への影響や資源の枯渇が社会問題となっております。

また、温暖化を含む地球環境問題への対応や循環型社会の形成など、住民のごみに対する意識が高まりつつあるものの、排出量の高止まりが続いております。

一方、国においては「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「資源有効利用促進法」、さらには容器包装リサイクル法などの個別物品に対するリサイクル法などが施行されているほか、北海道においても「北海道循環型社会推進基本計画」が平成17年3月に策定されるなど、状況に的確に対応した新たな取り組みが求められています。

帯広市においては、第五期総合計画（計画期間：平成12年度～平成21年度）の基本方向とする「資源循環型の地域づくり」の実現に向け、平成12年3月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみの減量、リサイクル、適正処理のための基本方針を定める「帯広市ごみ処理基本計画」（平成12年度～平成21年度）を策定し施策の推進に努めてきました。

この間、法整備の対応をすすめるとともに、平成16年10月家庭ごみの一部有料化の導入など家庭ごみの減量・リサイクル対策を進めてきましたが、こうした取り組みにもかかわらず、平成21年度目標値の1人1日当りのごみ排出量930gの目標に対し、993gの排出量が予想され、目標の達成が困難な状況にあります。

本計画は、このように、目標年次における排出量の達成が困難なことから、今後においては新たに市民の協働による取り組み等を盛り込むなど、目標達成に向けた計画的なごみ処理の一層の推進を図る必要があるため、現「ごみ処理基本計画」の見直しを行い、今後の廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本ごみ処理基本計画は、法に基づき、長期的、総合的視野に立って、計画的にごみ処理の推進を図るための基本方針を示すとともに環境基本法及び環境基本計画の基本方針の一翼を担うものとしています。

2 計画の目標年次

概ね10年後を展望しつつ、計画の目標年次は平成21年度とします。

なお、今後のごみ排出量の推移、国の政策動向等を踏まえつつ、所要の改訂を検討します。

3 計画の範囲

本計画は、ごみ処理の工程のうち排出抑制・リサイクル及び収集運搬並びに適正処理対策に関する部門を対象として策定します。

また、排出抑制・リサイクルに関する部門は、本市の「ごみ減量計画」として位置づけ策定します。

中間処理（焼却・破碎）と最終処分（埋め立て）に関する部門は、十勝環境複合事務組合において策定済みのため、本計画では策定しません。

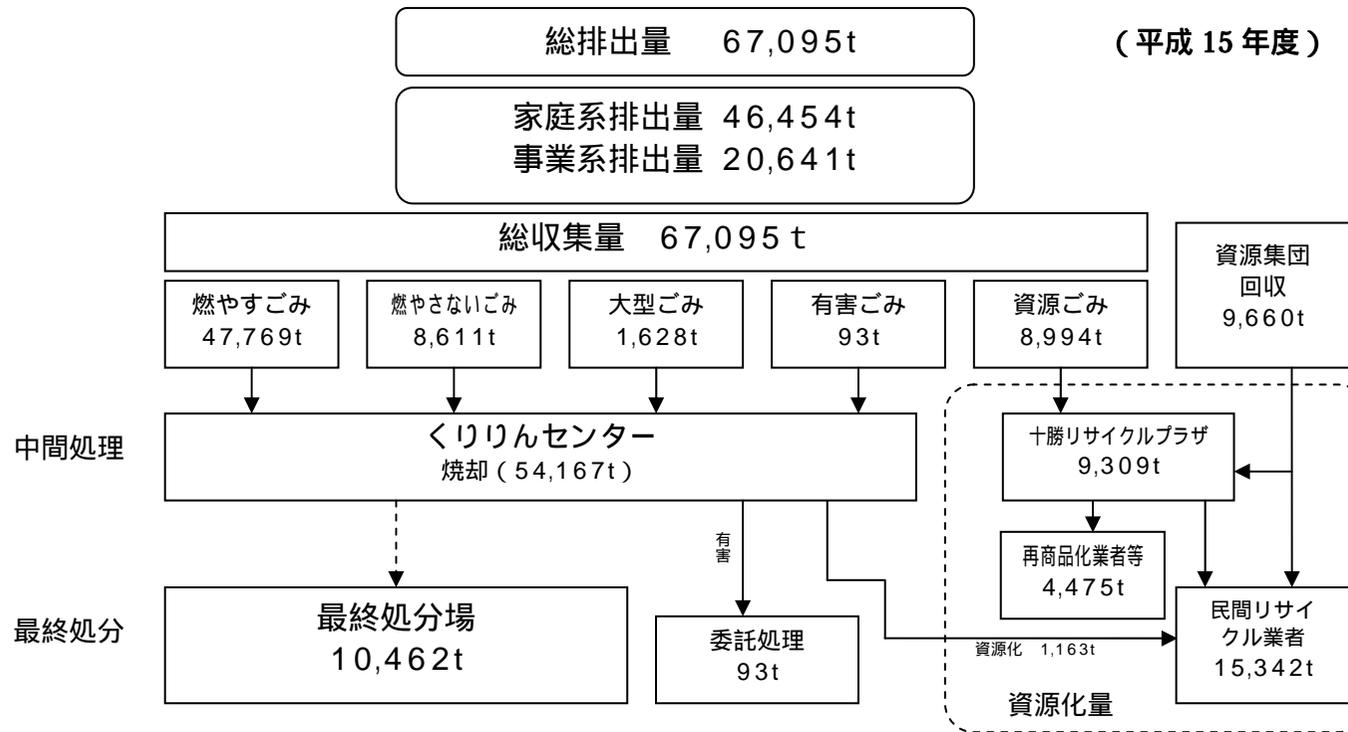
4 計画処理区域の設定

計画処理区域は本市の全域とします。

第2章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体系

本市のごみ処理は、十勝環境複合事務組合を構成する1市16町村のうち帯広市、音更町、芽室町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、中札内村、更別村の1市6町2村が中間処理としてくりりんセンターにおいて焼却・破碎処理を行い、最終処分として当組合の運営している一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行なっています。また、資源物の中間処理は、当組合が委託する「十勝リサイクルプラザ」において行なっています。



2 ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、人口の増加や市民生活形態の多様化や産業経済活動の活発化などを背景に、年ごとには増減があるものの、長い期間で見ると増加傾向で推移してきました。ごみの分別排出が始まった昭和 47 年度のごみ排出量は 36,668 トンでしたが、平成 7 年度 72,766 トンをピークに減少し、現在、67,000 トン前後で推移しています。

平成 9 年度以降の減少傾向は、平成 8 年 10 月からのくりりんセンターの供用開始や平成 9 年 6 月からの事業系ごみ処理料の有料化、同年 10 月からの容器包装リサイクル法に基づく帯広スタイルの資源の分別回収事業「Sの日」の導入などの行政施策のほか、市民や事業者のごみ減量・リサイクルへの取り組みの進展、景気低迷などの影響によるものと考えられます。

この 10 年間の人口とごみの排出量の推移をみると、人口の伸びは鈍化し、ごみ排出量は 0.96 倍と減少しています。なかでも、事業系ごみ大幅に減少しており、家庭系ごみが 1.11 倍と増加しているのに対して、事業系は 0.73 倍と減少しています。

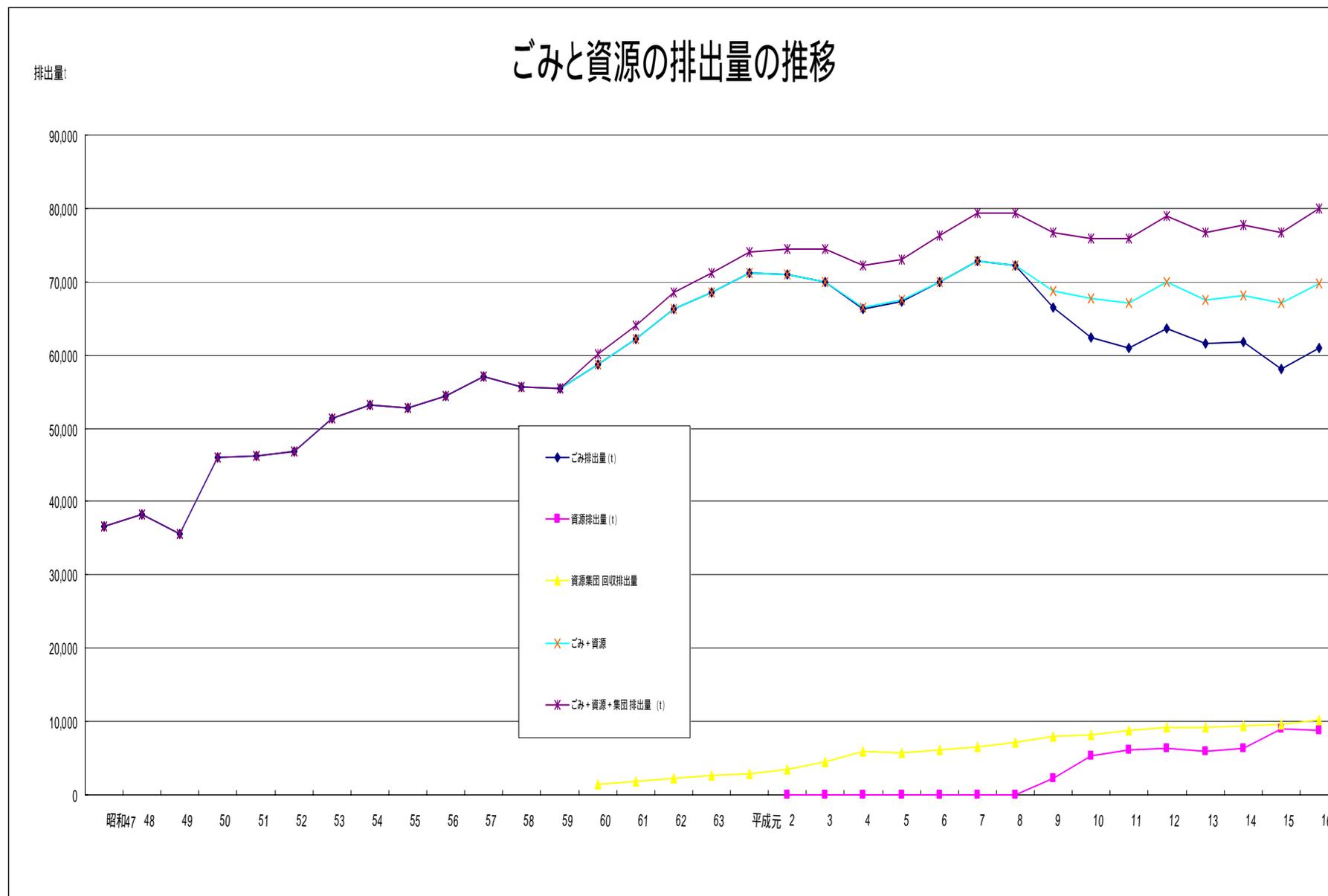
平成 16 年 10 月からの家庭系ごみの一部有料化に伴い、家庭系ごみの排出量は減少傾向に転じていますが、現時点においても「使い捨て型社会」の生活様式から脱却しきれない状況であり、また、今後の経済動向の変化によっては、再び排出量が増加する懸念があり、ごみ減量の流れを一過性のこととすることなく、一層の減量とリサイクルに取り組まなければなりません。

過去 10 年間（平成 7 年度～平成 16 年度）のごみ排出量は次のとおりです。

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
人口（人）	171,954	173,105	173,685	174,458	174,751	175,005	174,633	174,230	173,279	171,936
総排出量（トン）	72,766	72,227	68,791	67,665	67,087	69,890	67,480	68,197	67,095	69,738
家庭系	44,471	45,347	44,596	44,108	45,124	47,268	46,341	46,889	46,454	49,174
事業系	28,295	26,880	24,195	23,557	21,963	22,622	21,139	21,308	20,641	20,564
ごみ排出量	72,727	72,194	66,542	62,363	60,944	63,651	61,471	61,798	58,101	60,855
資源回収量	39	33	2,249	5,302	6,143	6,239	6,009	6,399	8,994	8,883
1人1日当りの排出量（g）	1,159	1,143	1,085	1,063	1,052	1,094	1,059	1,072	1,061	1,111

3 ごみと資源の排出量の推移

昭和 47 年度から平成 16 年度までのごみと資源の排出量の推移は以下のとおりです。



過去5年間の組成分析による可燃・不燃・資源ごみの構成比率（数量：kg、構成比：％）

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成12～16年度計			
		数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比(可・不燃・資源をそれぞれ100)	構成比(総重量を100)	
総重量		618.150	100	643.996	100	687.170	100	493.450	100	786.950	100	3229.716		100	
	可燃ごみ	344.165	55.7	307.181	47.7	355.314	51.7	255.350	51.7	348.778	44.3	1610.788		49.9	
	不燃ごみ	55.717	9.0	51.523	8.0	96.993	14.1	60.569	12.3	154.661	19.7	419.463		13.0	
	資源ごみ	218.268	35.3	285.292	44.3	234.863	34.2	177.531	36.0	283.511	36.0	1199.465		37.1	
可燃ごみの内訳	合計	344.165	100	307.181	100	355.314	100	255.350	100	348.778	100	1610.788	100	49.9	
	生ごみ	231.715	67.3	169.593	55.2	205.114	57.7	140.955	55.2	142.746	40.9	890.123	55.3	27.6	
	衣類	15.608	4.5	15.552	5.0	8.530	2.4	18.307	7.2	28.048	8.1	86.045	5.3	2.6	
	草木	24.689	7.2	56.411	18.4	58.776	16.6	46.792	18.3	113.670	32.6	300.338	18.6	9.3	
	紙くず他	72.153	21.0	65.625	21.4	82.894	23.3	49.296	19.3	64.314	18.4	334.282	20.8	10.4	
不燃ごみの内訳	合計	55.717	100	51.523	100	96.993	100	60.569	100	154.661	100	419.463	100	13.0	
	容器包装以外のプラ	19.836	35.6	18.780	36.5	43.939	45.3	31.599	52.2	60.957	39.4	175.111	41.7	5.4	
	ガラス・陶磁器類	6.916	12.4	4.958	9.6	8.950	9.2	7.766	12.8	30.474	19.7	59.064	14.1	1.8	
	皮・ゴム製品	14.275	25.6	1.862	3.6	9.994	10.3	4.323	7.1	13.520	8.7	43.974	10.5	1.4	
	有害物	1.362	2.5	0.192	0.4	0.546	0.6	1.074	1.8	3.802	2.5	6.976	1.7	0.2	
	その他	13.328	23.9	25.731	49.9	33.564	34.6	15.807	26.1	45.908	29.7	134.338	32.0	4.2	
資源ごみの内訳	合計	218.268	100	285.292	100	234.863	100	177.531	100	283.511	100	1199.465	100	37.1	
	紙類	83.914	38.4	161.140	56.5	86.418	36.8	67.699	38.1	114.757	40.5	513.928	42.9	15.9	
	新聞・雑誌・ダンボール	新聞・雑誌・ダンボール	59.763	27.4	144.112	50.5	62.850	26.8	33.423	18.8	79.064	27.9	379.212	31.6	11.7
		新聞	5.804	2.7	25.808	9.0	20.688	8.8	11.066	6.2	18.024	6.4	81.390	6.8	2.5
		雑誌	32.778	15.0	100.884	35.4	30.716	13.1	15.659	8.8	31.192	11.0	211.229	17.6	6.5
		ダンボール	21.181	9.7	17.420	6.1	11.446	4.9	6.698	3.8	29.848	10.5	86.593	7.2	2.7
	紙バック	4.604	2.1	1.834	0.7	5.470	2.3	5.093	2.9	1.482	0.5	18.483	1.6	0.6	
	その他(包装・厚紙)	19.547	8.9	15.194	5.3	18.098	7.7	29.183	16.4	34.211	12.1	116.233	9.7	3.6	
	びん類	38.359	17.6	35.936	12.6	26.950	11.5	25.104	14.1	28.746	10.1	155.095	12.9	4.8	
	金属類	25.521	11.7	19.452	6.8	41.452	17.6	20.850	11.8	55.201	19.5	162.476	13.5	5.0	
	缶類	缶類	17.551	8.0	16.692	5.8	15.670	6.6	14.662	8.3	17.172	6.1	81.747	6.8	2.5
		鉄(缶除く)	7.970	3.7	2.760	1.0	25.782	11.0	6.188	3.5	38.029	13.4	80.729	6.7	2.5
	プラスチック	66.570	30.5	65.008	22.8	78.983	33.6	60.738	34.2	83.727	29.5	355.026	29.6	11.0	
ペットボトル	ペットボトル	11.606	5.3	13.454	4.7	12.284	5.2	11.344	6.4	10.890	3.8	59.578	5.0	1.9	
	その他のプラスチック製容器包装	54.964	25.2	51.554	18.1	66.699	28.4	49.394	27.8	72.837	25.7	295.448	24.6	9.1	
その他(リターナブル)	3.904	1.8	3.756	1.3	1.060	0.5	3.140	1.8	1.080	0.4	12.940	1.1	0.4		

第3章 ごみ排出量等の予測

ごみ処理・処分施設の運営、処分場の残余使用年数等を求める上で、ごみ排出量の予測は不可欠です。

一般廃棄物は、家庭から排出される計画収集ごみと主に事業者から排出される直接搬入ごみとに区分できます。

目標年次におけるごみの排出量は、1人1日当りの発生量を過去の実績に基づき推計し、資源化、コンポスト・電動生ごみ処理量などは、平成16年度から実施した家庭系ごみの一部有料化を含め予測します。

その結果から、現行計画の目標年次（平成21年度）の目標値1人1日当りの排出量（原単位）930gに対し、993gの排出量が見込まれます。

単位：トン

年 度	15	16	17	現計画(21)	21(見込み)
行政区域内人口(人)	173,279	171,936	171,699	188,000	188,000
計画収集人口(人)	173,279	171,936	171,699	188,000	188,000
計画収集ごみ発生量(t/年) A	57,674	61,234	52,270	54,896	59,699
計画収集ごみ量	46,454	49,174	40,425	42,635	46,381
燃やすごみ	30,082	29,683	24,407	26,898	28,000
燃やさないごみ	7,378	10,608	5,985	8,945	6,869
(内)大型ごみ	1,628	2,792	836	878	955
(内)有害ごみ	66	72	63	33	72
資源ごみ B	8,994	8,883	10,033	6,792	11,512
資源集団回収 C	9,660	10,328	10,000	9,835	11,473
コンポスト電動処理機の処理 D	1,560	1,732	1,845	2,426	1,845
計画収集ごみ発生原単位(g) E(A÷人口÷365)	912	976	834	800	870
直接搬入ごみ発生量(t/年) F	20,641	20,564	20,869	21,201	21,752
直接搬入ごみ量	20,641	20,564	20,869	21,201	21,752
燃やすごみ	17,687	17,454	18,003	16,113	18,766
燃やさないごみ	2,954	3,110	2,866	4,876	2,986
資源ごみ	0	0	0	212	0
合計発生量(t/年) G(A+F)	78,315	81,798	73,139	76,097	81,451
発生量原単位(g) H(G÷人口÷365)	1,238	1,303	1,167	1,109	1,187
合計排出量(t/年) I【G-C-D】	67,095	69,738	61,294	63,836	68,133
排出量原単位(g) J(I÷人口÷365)	1,061	1,111	978	930	993
資源を除く排出量(t/年) K(I-B)	58,101	60,855	51,261	56,832	56,621
資源を除く原単位(g) L(K÷人口÷365)	919	970	818	828	825

- ・平成21年度の人口については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により帯広市第5期総合計画の目標人口としております。
- ・人口は、各年度9月末現在の数字です。
- ・コンポスト・電動生ごみ処理機の処理は、購入助成台数の累計に年間の生ごみ処理量(1世帯)あたり220kgとして計算したものです。
- ・発生原単位は、1人1日当りの排出量で、合計量を人口で割り、365日でさらに割った値。

第4章 基本計画

1 ごみ処理の主体と役割分担

ごみ処理の主体は、一般的には市民、事業者、行政の三者です。
 ごみの排出区分別及び処理区分別に処理主体をまとめると、以下の表になります。
 なお、中間処理及び最終処分は十勝環境複合事務組合において共同処理しています。

処理主体

区 分	ごみの種類	処 理 の 主 体			
		分別排出排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分
計画収集ごみ	燃やすごみ 燃やさないごみ 大型ごみ 有害ごみ 資源ごみ	市 市民 事業者	市	十勝環境複合 事務組合	十勝環境複合 事務組合
直接搬入ごみ	燃やすごみ 燃やさないごみ 大型ごみ 有害ごみ	市 市民 事業者	許可業者 市民 事業者	十勝環境複合 事務組合	十勝環境複合 事務組合

2 発生抑制・リサイクル推進計画（ごみ減量計画）

基本目標

『 資源循環型の地域社会づくり 』

帯広市の澄んだ水やきれいな空気などの良好な自然を将来にわたり保全していくために、経済社会活動や生活様式を見直し、環境と調和した快適なまちづくりをすすめることが求められています。

このまちづくりをすすめるために、市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の減量、資源化に取り組み、環境への負荷を減らし、貴重な資源の有効活用、循環利用をしながら自然と共生するまちづくりを目標とします。

「基本方針」

・使い捨て型社会から循環型社会への転換

ごみの焼却量・埋立量を減量するため、私たちは「使い捨て型社会」の生活様式から脱却し、ごみの減量やリサイクルを基調とする「循環型社会」のシステムづくりを構築して行きます。

・市民、事業者、行政による協働

ごみの排出抑制、再生利用等による減量化を促進するため、市民、事業者、行政がそれぞれ役割を分担するとともに、市民協働によるごみの減量・リサイクルに向けた取り組みを行なっていきます。

・環境への負荷が少ない適正処理の推進

廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の各過程にわたる環境負荷の少ない取り組みを関係自治体との連携も含めて行なうとともに、適正な処理を推進して行きます。

3 ごみ減量・リサイクル施策

ごみ減量・リサイクルを進めるため「ごみの発生・排出抑制の取り組み」「リサイクル推進と環境教育の充実」「資源循環型社会への取り組み」の3つを視点とした施策を展開していきます。

ごみ発生、排出抑制の取り組み

- ・市民・事業者の役割と責務に応じた行動指針の策定と推進
- ・多様なリサイクルルート の 確立
- ・再生品などの利用促進
- ・事業者のリサイクル活動の推進
- ・制度の見直しに向けた国等への働きかけ

主な施策

- ・生ごみの完全な水切り運動の推進
(ひと絞り・ひと押し)
- ・店頭回収の推進と情報提供

リサイクル推進と環境教育の充実

- ・ごみ減量・リサイクルの普及啓発活動の推進
- ・リサイクル市民活動の支援
- ・ごみ減量・リサイクル教育の充実

主な施策

- ・生ごみたい肥化容器、電動生ごみ処理機の購入助成
- ・ダンボールコンポストの普及
- ・教育教材等への啓発活動の充実

資源循環型社会への取り組み

- ・容器包装リサイクル法の分別収集と再資源化
- ・家電リサイクル法制度の定着化
- ・新たなリサイクルの調査、研究

主な施策

- ・帯広スタイル「Sの日」資源収集
- ・資源集団回収の推進
- ・ごみ減量対象品目の設定による調査研究

区分	品目
最重点品目	生ごみ
重点品目	古布、草木類、耐久消費財
研究品目	廃食用油、廃プラスチック

4 減量目標

資源循環型の地域社会づくりの実現に向けては、成果を確認・評価しながら施策をすすめることが重要です。

そのためには、具体的な数値による達成目標を掲げて、行政だけではなく、市民、事業者がその目標を共有し、それぞれの役割に応じた取り組みが必要です。

ア．減量化の目標

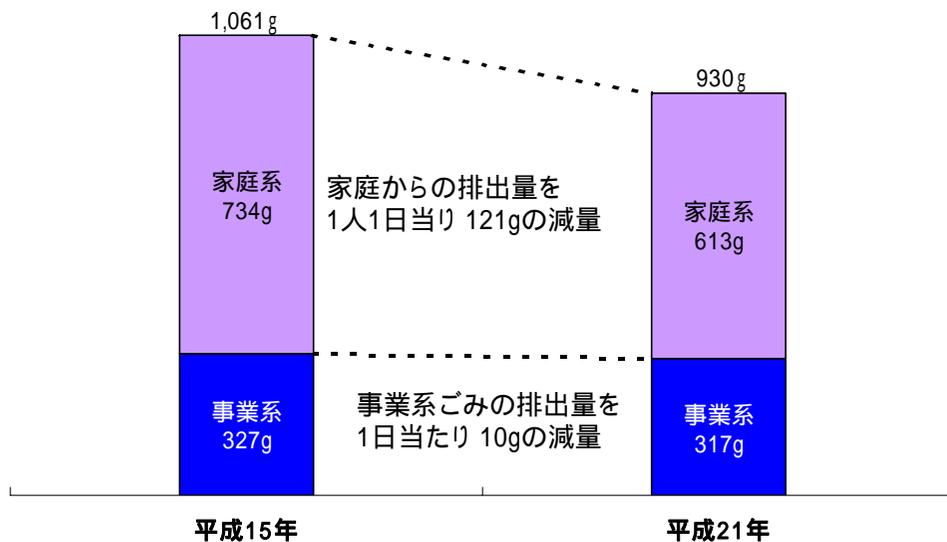
この計画では、平成 21 年度を目標年次とした「ごみ減量目標（排出量）」と「リサイクル目標（リサイクル率）」について、達成すべき具体的な数値目標を設定します。

ごみ減量目標（排出量）

ごみの発生抑制やごみの排出前のリサイクル促進を図った上で、ごみの排出減量に取り組み、以下の減量目標を設定します。

帯広市が目標とする 1 人 1 日当りの排出量は、

平成 21 年度までに 930g 以下にします。



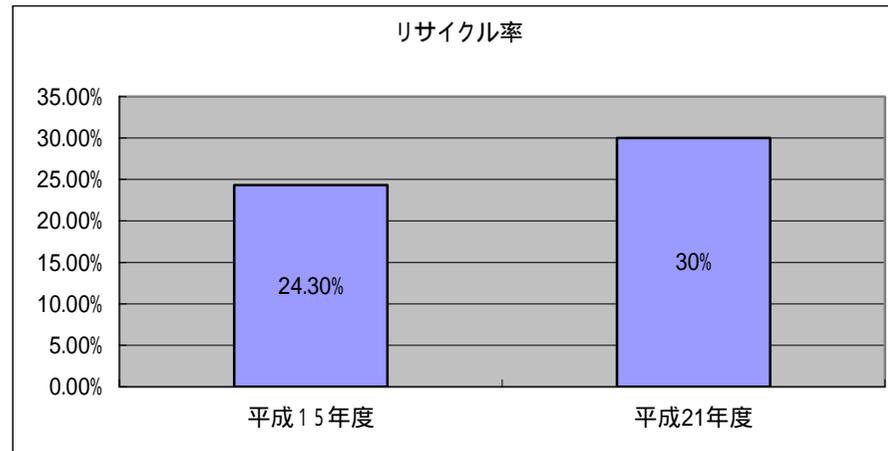
リサイクル目標（リサイクル率）

ごみを再び資源として活用することには新たな資源の浪費を抑制し、環境負荷を軽減することにつながります。

そのために「ごみは資源」という認識に立ち、排出されたごみの資源化を推進し、以下のリサイクル目標を設定します。

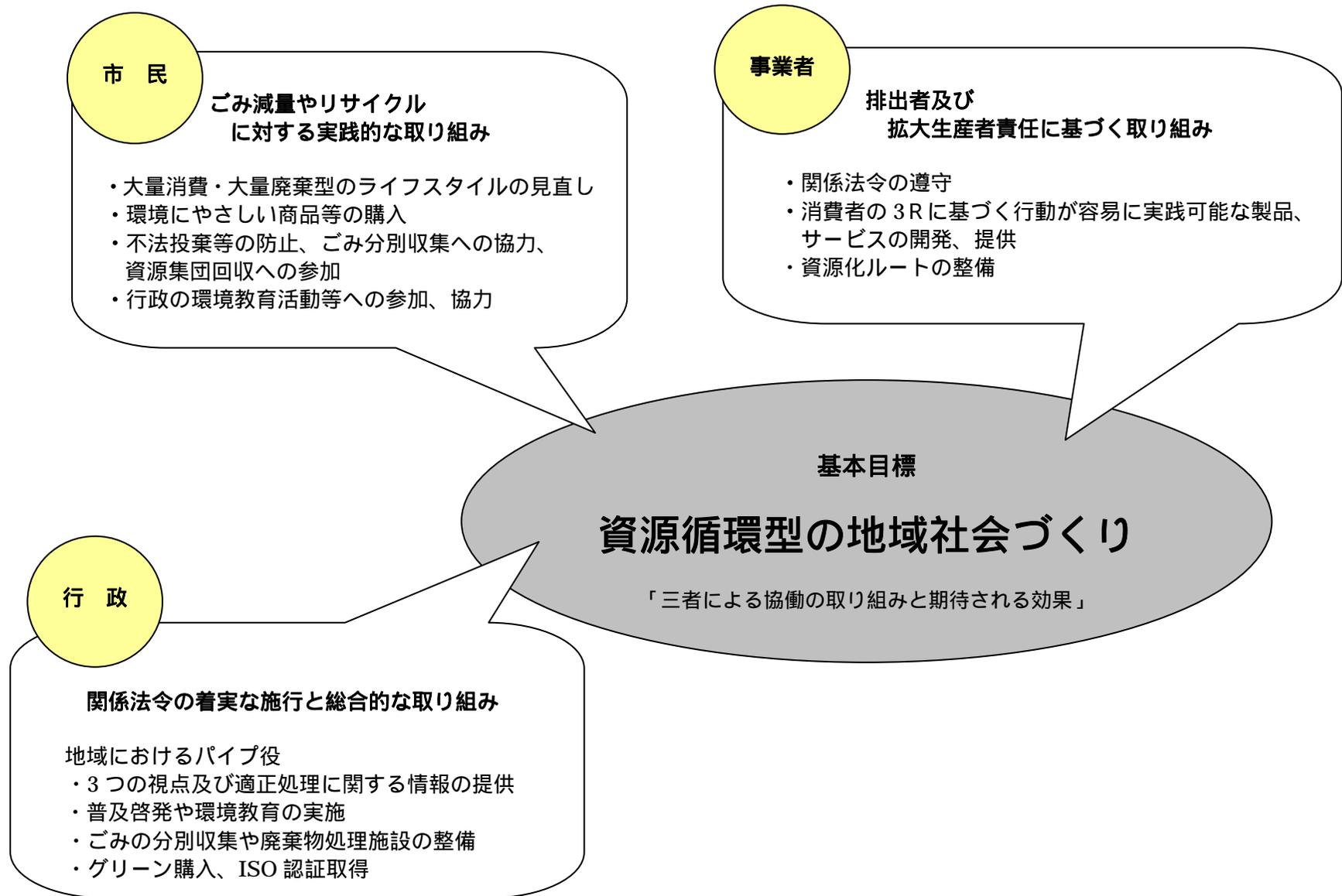
帯広市が目標とするごみのリサイクル率は

平成 21 年度までに 30%以上にします。



5 市民・事業者・行政の役割と責任

循環型社会の形成に向けては、生産・流通・販売・消費・排出において、市民、事業者、行政のそれぞれが役割分担のもと、自主的又は相互に連携した取り組みを進めていく必要があります。



6 適正処理

私たちには、帯広の澄んだ水ときれいな空気、豊かな自然を将来の世代に引き継いでいく使命があります。

この良好な環境を保全していくためには、ごみの収集から最終処分に至るまでの適正処理が不可欠であり、ごみの量や質の変化に対応した取り組みが求められています。

ごみの適正処理の確保を推進するために、次の施策を重点的に取り組みます。

適 正 処 理 の 推 進

ごみ処理体制の充実と確保

(1) 適正処理の推進

家庭系ごみ及び事業系ごみの中には、種類や性状などにより自治体ではその他適正な処理に困難性を伴うものもことから、適正なごみ処理の確立と推進に向け、関係機関及び関係団体との連携を図り、その処理に取り組みます。

医療系ごみの適正処理の推進

処理困難なごみの適正な回収・処理ルート確保

資源有効利用促進法など新たな法制度等への適切な対応と運用

(2) ごみ処理体制の充実と確保

家庭や事業者から出されたごみは、収集運搬から最終処分にいたるまでの処理体制が十分に確保され、適正に処理されることが重要となります。そのため、ごみ処理体制の充実と確保に向けた取り組みを進めます。

ア．収集・運搬

計画区域内の収集・運搬は、ごみの分別や種類などに応じ、市（直営、委託）及び許可業者が連携し、より効率的で経済的な収集運搬体制を確立します。

ごみの区分	処理主体	収集方式	備 考
家庭系ごみ	帯広市（直営・委託）	ステーション収集 大型ごみは戸別収集	分別・種類等に応じた適正な収集運搬体制を構築します。
事業系ごみ	自己又は許可業者	直接収集	事業者の自己責任において適正処理を求めて行きます。

許可車両体制の充実

事業系ごみはごみの種類や性状などに応じた適切な収集・運搬を確保するため、充実した体制の促進に取り組みます。

また、許可業者に対しては、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく処理基準に沿った適正な収集・運搬と安全管理体制を徹底するよう指導及び情報提供を行ないます。

（３）中間処理

中間処理（焼却・破砕）は引き続き、管内の町村と連携し十勝環境複合事務組合が行ないます。

また、容器包装リサイクル法に基づく資源の中間処理は引き続き組合が委託する「十勝リサイクルプラザ」において処理を行ないます。

（４）最終処分等

十勝環境複合事務組合が運営する現在の最終処分場は、平成 22 年度で供用廃止となることから、当組合の計画に基づき、新たな一般廃棄物最終処分場の確保に向けて関係町村とともに連携を図っていきます。

再生施設については機能を含めて、市民協働型の再資源化を検討します。

7 その他ごみの処理に関する事項

(1) 不法投棄

不法投棄や不適正処理などを未然に防止するため、ごみの排出方法、排出日の周知や分別や排出マナーの徹底などの市民意識を高めるなど啓発活動に努めるとともに、日頃のパトロールや投棄廃棄物の迅速な処理体制の整備、さらに関係機関との連携を図ります。

処理困難物の処理は、製造・販売業者の責任において処理することが原則となりますが、回収ルート等について 具体的な処分方法や引取先などについて市民周知を図ります。

また、自動二輪車、家庭系パソコンは、事業者が主体となった自主回収ルートが確立、再資源化されているため、その他の品目についても、生産・流通業者等の責任による回収ルートの確立を求めています。

有害ごみの資源化については、引き続き乾電池、水銀体温計、蛍光灯などの資源化を進めます。

石綿（アスベスト）、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理については、国、北海道並びに関連業者と連携を図りながら、安全確保や環境保全に努め、適正処理に取り組みます。

(2) まち美化の推進

啓発活動の推進

排出時間を守らないなどごみを排出する人たちのモラルが重要となります。

このため、適切なステーションの配置、収集効率の改善、除排雪との調整、パトロールなどを充実させるほか、住民意識の向上を図るための啓発活動を推進します。

清掃ボランティア活動の推進

町内会、クリーンキャンパス 21 やエコフレンズなど、団体並びに個人が行なう公共の場での清掃活動と連携し、その活動の推進を図って行きます。

(3) ごみの広域処理

ごみ処理問題は、広域的に処理する効果を踏まえ、ダイオキシン類対策をはじめ、ごみの排出抑制や減量・資源化の推進方策を検討するためにも、引き続き十勝環境複合事務組合並びに管内町村と連携を図って行きます。

(4) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理に関する事務は、都道府県の権限に属するものですが、産業廃棄物は市民生活を支える産業から発生することから、市民生活と切り離して考えることはできません。

地域の快適な環境を守り、適正な生産活動を維持するためにも産業廃棄物の適正処理は欠かすことができないことから、排出事業者、処理業者などの情報公開を促進するとともに、指導・監視体制の充実等について、国や北海道に要請して行きます。